

官報 号外 昭和二十六年二月

昭和二十六年二月十四日

○第一回 參議院會議錄第十三号

昭和二十六年一月十三日(火曜日)午後  
二時八分開議

が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

社会教育法の一部を改正する法律案  
同日衆議院議長から左の法律の公布を

し、且つ、資料を蒐集し、調査を行ふ。

外務省調査局長 土屋 集君  
國家地方警察課 附註 第二回

•

議事日程 第十一号

租税特別措置法の一部を改正する法律案

奏上した旨の通知書を受領した。

## 一、期間 第十回国会開会中。

本部総務部長 加藤 陽三郎

昭和二十六年二月十三日

同日可決した左の議員提出案は、即日  
これを衆議院に送付した。

公立学校の教育公務員と地方公公団  
体の職員との兼職についての臨時指

則第三十四條第二項により要求す  
る。

大臣官房長永山時雄君外二名（前掲議長承認の通り）を第十回国会政府委員

を改正する法律案（木下辰雄君  
外六名発議）  
(委員長報告)

公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案  
同日議長は、予備審査のため左の議員  
に議長に提出する法律案  
社会教育法の一部を改正する法律  
同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

昭和二十六年二月八日

○議長（佐藤尚武君） これより本日の  
内閣総理大臣から外交問題について  
会議を開きます。

去る平日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案

アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律案

の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

農地調整法等の一部を改正する法律案

農林委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案

水産業協同組合法等の一部を改正する法律案(木下辰雄君外六名発議)	提出案を審議院に送付した。
同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は同院において、本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。	同日議長において、常任委員の補欠を正に同意した旨の通知書を受領した。
行政書士法案	行政書士法案
同日衆議院から、左の本院提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。	同日議長において、常任委員の補欠を正に同意した旨の通知書を受領した。
公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案	文部委員 文部文四郎君 高橋 道男君
同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。	建設省その他の建設事業に関する調査承認要求書
一、事件の名称 建設省その他の建設事業に関する調査 二、調査の目的 建設省及び特別調査 三、達成所管に関する建設事業及び調査 四、実情について調査検討する。	一、事件の名称 建設省その他の建設事業に関する調査承認要求書

公聴会開会承認要求書

一、事件の名称 昭和二十六年度一般会計予算(予備審査)

昭和二十六年度特別会計予算(予備審査)

昭和二十六年度政府関係機関予算(予備審査)

一、公聴会の問題 昭和二十六年度予算について

一、公聴会の月日 昭和二十六年三月五日、三月六日

右本委員会の決議を経て、参議院相則第六十二條第二項により要求す  
る。

発言を求められました。この際、発言を許します。吉田内閣総理大臣、「國務大臣吉田茂君登壇、拍手」  
○國務大臣(吉田茂君) 今回のダレス大使一行の日本訪問に際し、私及び政府係官が大使その他と話合つたことの内容につきましてお話をいたします。  
今回の詰合いは講和條約の交渉又は下相談といふものではなく、講和及びこれに関する諸般の問題について、互いに隔離なく意見を交換いたした次第でござります。今回の詰合いを通じて私が特に感銘を深くいたしましたことは、我が国に対する米国の好意の感謝すべきことであります。それは敗戦の旧敵国として日本を見ていないとい

官報号外 昭和二十六年二月十四日 参議院会議録第十三号 議長の報告 会議 外交問題に関する内閣総理大臣の報告

明治二十五年三月三十日  
第三種郵便物認可

昭和二十六年一月八日

予算委員長 波多野

一、利益 右建設事業の実相特に  
下の急務たる災害復旧、住宅問題  
等の実相を把握し、その対策を樹  
立すると共に関係法令の改廃の検  
討を進める  
昭和二十六年二月八日

うだけのことではないのであります。米国は敵国としての旧怨を忘れるばかりでなく、進んで日米両国が民主自由主義諸国の一環として共同防衛の責任を分ち、将来の永きに亘つて友好的關係を結ぶことを希望している熱意を示されたことであります。私は、我が国として新らしき将来の運命を開拓していくについては、民主主義諸国、殊に米國と緊密に協力して行くべきであるとかねど、信するものであります。この点は国民の大多数も同感であろうと確信いたすものであります。従つて米国政府がかような寛大友好的な態度を示さるることは、日本将来のために、はた又東洋平和のために、誠に御同慶の至りであると存ずるのであります。

米国政府が日本との平和條約について抱いている構想は、いわゆる七原則に示されてあるのであります。この七原則は平和條約に取入れるべき内容の殆んど全般を盡しているものであります。その内容は各位においてすでに御承知のこととありますから、ここに繰返しません。米国がかような構想を提示しているゆえんも、前述の根本方針に照して考えると、初めてよく了解されるのであります。我々としては、このような米国の対日講和方針が他の関係諸国を容るところとならんことを念願いたすものであります。

講和に關連して最も問題となるのは我が國の安全保障の点であります。安

全保障ということには、国内の治安確保と外部からの侵略の排除という両面があるわけであります。一国の安全は、私が從来常に申し來つたところであります。国内の治安は現状において最も懸念なしと信しますが、ますます警察保安の機関を充実して、万端憾なきを期する考え方であります。併し対外安全の面については、現在の日本としては、獨力のみでは確保しがたい場合も想像にかたくないのです。

ただに我が國のみならず、國際的情勢の緊迫せる現状において、いずれの国も共産主義の侵攻に対して、共同防衛を以てするのではなく、獨力を以ては完全を保障しがたい現状にあるのであります。今回の話し合いに際して、ダレス氏は、差當り若し日本が希望するならば、日本に対する外部からの侵略を排除するために、米国の兵力による援助を與える用意があるとの意向を表明せられました。この米国と協力關係に入ることの心から歓迎するところであるうと信するのであります。故に私はその趣意により詰合ひを進めた次第でござります。我々が、ただ一方的に他国から安全を保障されるだけで、みずからのも拂わないということは、國民としての自尊心がこれを許しません。又世界

平和の確保のために協力をすると、ることは、平和愛好国をしての我が国民の責務であります。日本が独立を回復し、自由諸国の社会に對等の一員として仲間入りをした上で、我が國力の回復の度合に応じて、将来において決定せらるべきものであります。この点はダレス氏の最もよく了解せられたところであります。

その他、七原則に含まれている広汎な事項について米国の構想を聞き、領土、国連加入、民主的改革、賠償、在外資産、戦争犯罪人、通商・経済、漁業、文化交流など、我が国民の関心の深い諸事項について十分に話合つたのであります。その結果、十一日発表の双方のステートメントにあります通り、すべての点について双方にとり満足すべき了解に到達いたしましたことを欣快といたします。

そのうち米国の特に関心を有する東太平洋の漁場については、我がほうにおいて一方的に自発的措置をとることによつて暫定的に解決することにいたしましたことを附言いたします。米国は会談の結果を考慮に入れて、平和條約締結のため、他の連合国と更に折衝を重ねらるることになつております。

私は、今回のダレス使節団の日本訪問によつて、講和問題の解決は一段と促進されたと信ずるのであります。又そうあることを希望いたしてやまない

○議長(佐藤尚武君) 只今の内閣總理大臣の発言に対し質疑の通告がござりますが、これを明日に譲りたいと存じます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 只今の内閣總理大臣の発言に対し質疑の通告がござりますが、これを明日に譲りたいと存じます。特にここに議題と共に謝意を表したいと思ひます。

(水産業協同組合法の一部改正)  
第一條 水産業協同組合法(昭和二  
十三年法律第二百四十二号)の一  
部を次ののように改正する。  
第一百條の十一第三項後段を次の  
ように改める。  
この場合において、第三十四  
條第七項中「組合員(准組合員を  
除く。)」とあるのは「会員たる  
水産業協同組合を直接又は間接  
に構成する個人(第十八條第三  
項又は第九十四條第二項の規定  
による組合員及びこれを構成す  
る者並びに第八十八條第三号又  
は第九十九條第二号の規定によ  
る会員を構成する者を除く。)又  
は会員たる水産業協同組合の理  
事たる者」と、同項但書中「漁  
民」とあるのは「水産業協同組  
合を直接又は間接に構成する個  
人(第十八條第三項又は第九十  
四條第二項の規定による会員を構成  
及びこれを構成する者並びに第  
八十八條第三号又は第九十九條  
第一号の規定による会員を構成  
する者を除く。)又は設立の同意  
を申し出た水産業協同組合の理  
事たる者」と、第三十九條、第  
四十四條、第四十七條、第五十

條及び第五十二條中「准組合員」とあるのは、「准会員」と、第四十一条第三項中「第六十三條第二項、第六十四條及び第六十五条」であるのは、「第六十三條第二項及び第一百條の九」と読み替えるものとする。

第一百條の十一第五項中「(第十八

條第三項又は第九十四条第二項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第八十八条第三号又

は第九十八条第二号の規定による会員を構成する者を除く。」の下に「又は会員たる水産業協同組合の理事たる者」を加える。

第一百條の十一第六項中「第八條及び第九條」を「及び第八條」に改

る。但し、改正後の水産業協同組合法第一百條の十一第三項の規定のうち、同法第三十四条第七項に係る部分は、この法律施行前にした理事の選任についても、適用する。

○木下辰雄君 只今議題となりました

法律案につきまして、委員会における審議の経過並びにその結果について御

報告いたします。

この法律案は木下辰雄ほか六氏の発

議による議員提出の法案であります。

その内容について簡単に御説明申上げます。

前国会において水産業協同組合法が

改正せられまして、水産業協同組合共

議会を設立することができるようにな

つたのであります。が、その共済金の

理事は、少くともその四分の三は、協

同組合を直接又は間接に構成する個

人、即ち正会員でなければならぬこと

によつて改正する。

○農林中央金庫法の一部改正

第一條 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次の

ように改正する。

○本日の会議は終了いたしました。

條及び第五十二條中「准組合員」とあるのは、「准会員」と、第四十一条第三項中「第六十三條第二項、第六十四條及び第六十五条」であるのは、「第六十三條第二項及び第一百條の九」と読み替えるものとする。

○木下辰雄君 只今議題となりました

法律案につきまして、委員会における審議の経過並びにその結果について御

報告いたします。

この法律案は木下辰雄ほか六氏の発

議による議員提出の法案であります。

その内容について簡単に御説明申上げます。

前国会において水産業協同組合法が

改正せられまして、水産業協同組合共

議会を設立することができるようにな

つたのであります。が、その共済金の

理事は、少くともその四分の三は、協

同組合を直接又は間接に構成する個

人、即ち正会員でなければならぬこと

によつて改正する。

○農林中央金庫法の一部改正

第一條 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次の

ように改正する。

○本日の会議は終了いたしました。

○木下辰雄君 只今議題となりました

法律案につきまして、委員会における審議の経過並びにその結果について御

報告いたします。

この法律案は木下辰雄ほか六氏の発

議による議員提出の法案であります。

その内容について簡単に御説明申上げます。

前国会において水産業協同組合法が

改正せられまして、水産業協同組合共

議会を設立することができるようにな

つたのであります。が、その共済金の

理事は、少くともその四分の三は、協

同組合を直接又は間接に構成する個

人、即ち正会員でなければならぬこと

によつて改正する。

す。これによりまして、共済会も農林中金に預金をなし、又融資を受け得ることとなり、共済会の運営を円滑ならしめ、経営を強固にいたすことになるのであります。

委員会におきましては、協同組合の実情に鑑み、又組合の要望もありまし

て、十分に調査研究の結果、委員七名の発議による法案でありますから、別に質疑もなく、千田正君の動議によ

りまして、討論を省略し、採決の結果、全員一致を以て原案通り可決すべ

きものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もな

ければ、これより本案の採決をいたし

ます。本案全部を問題に供します。本

案に賛成の諸君の起立を求めます。

(総賛起立)

○議長(佐藤尚武君) 総賛起立と認め

ます。よつて本案は全会一致を以て可

決せられました。

一、日程第一 水産業協同組合法等の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

中川 幸平君 一松 政二君  
徳川 賢貞君 中山 醍彌君  
小川 清一君 小杉 駿安君  
中川 以良君 飯島連文郎君  
赤木 正雄君 松本 昇君  
廣瀬與兵衛君 野田 博一君  
長谷山行穀君 古池 信三君  
杉原 荒太君 平井 太郎君  
波多野林一君 塩崎 優吉君  
前田 稔君 山縣 勝見君  
藤野 雜雄君 岡田 信次君  
宮城 夕馬君 池田 宇右衛門君  
高瀬莊太郎君 伊達源一郎君  
竹下 豊次君 早川 慎一君  
高橋 道男君 野田 俊作君  
高橋龍太郎君 田村 文吉君  
鈴木 直人君 島村 軍次君  
高良 とみ君 小林 政夫君  
小宮山常吉君 木下 長雄君  
柏木 庫治君 片柳 真吉君  
奥 むめお君 加藤 正人君  
河井 翁八君 木下 長雄君  
尾山 三郎君 長島 銀藏君  
木村 守江君 宮本 邦彦君  
秋山俊一郎君 上原 正吉君  
草葉 隆圓君 石川 榮一君  
大谷 聰潤君 仁田 竹一君  
西川基五郎君 加納 金助君  
城 義臣君 大矢半次郎君  
西川基五郎君 小野 義夫君  
岩沢 忠恭君 山田 篤男君  
黒田 英雄君 成瀬 勝治君

中川 幸平君 一松 政二君  
徳川 賢貞君 中山 醍彌君  
小川 清一君 小杉 駿安君  
中川 以良君 飯島連文郎君  
赤木 正雄君 松本 昇君  
廣瀬與兵衛君 野田 博一君  
長谷山行穀君 古池 信三君  
杉原 荒太君 平井 太郎君  
波多野林一君 塩崎 優吉君  
前田 稔君 山縣 勝見君  
藤野 雜雄君 岡田 信次君  
宮城 夕馬君 池田 宇右衛門君  
高瀬莊太郎君 伊達源一郎君  
竹下 豊次君 早川 慎一君  
高橋 道男君 野田 俊作君  
高橋龍太郎君 田村 文吉君  
鈴木 直人君 島村 軍次君  
高良 とみ君 小林 政夫君  
小宮山常吉君 木下 長雄君  
柏木 庫治君 片柳 真吉君  
奥 むめお君 加藤 正人君  
河井 翁八君 木下 長雄君  
尾山 三郎君 長島 銀藏君  
木村 守江君 宮本 邦彦君  
秋山俊一郎君 上原 正吉君  
草葉 隆圓君 石川 榮一君  
大谷 聰潤君 仁田 竹一君  
西川基五郎君 加納 金助君  
城 義臣君 大矢半次郎君  
西川基五郎君 小野 義夫君  
岩沢 忠恭君 山田 篤男君  
黒田 英雄君 成瀬 勝治君

前之國喜一郎君	小泉秀吉君	田中	一君
岩男仁藏君	吉田法晴君	大隈信幸君	大隈
木内久義君	江田清時君	岩木哲夫君	岩木
中村須藤	中村正雄君	駒井波多野	駒井
東佐多	東隆君	境野清雄君	境野
千田	千田正君	羽生三七君	羽生
松浦	松浦定義君	曾祢細川	曾祢
椿	椿繁夫君	嘉六君	細川
松原	松原一彦君	八三一君	森
棚橋	棚橋小虎君	嘉六君	木村禎八郎君
下條	下條恭兵君	正男君	岩間
上條	上條愛一君	君	君
吉田	吉田	馬助	相馬
茂君	茂君	助治君	助治君
内閣總理大臣	外務大臣	西園寺公一君	西園寺公一君
法務総裁	法務大臣	堀木鍊三君	堀木鍊三君
大蔵大臣	大蔵大臣	羽仁五郎君	羽仁五郎君
文部大臣	厚生大臣	栗山良夫君	栗山良夫君
農林大臣	農林大臣	和田博雄君	和田博雄君
通商產業大臣	郵政大臣	河崎ナツ君	河崎ナツ君
通商產業大臣	電氣通信大臣	平林太一君	平林太一君
通商產業大臣	勞働大臣	勝男君	勝男君
通商產業大臣	保利大臣	岡崎勝男君	岡崎勝男君
通商產業大臣	茂君	建設大臣	建設大臣
通商產業大臣	横尾龍君	増田甲子七君	増田甲子七君
通商產業大臣	田村文吉君	國務大臣	國務大臣
通商產業大臣	茂君	岡野清蒙君	岡野清蒙君
通商產業大臣	吉田	國務大臣	國務大臣
通商產業大臣	吉田	周東英雄君	周東英雄君
通商產業大臣	吉田	林讓治君	林讓治君
通商產業大臣	吉田	政府委員	政府委員
通商產業大臣	吉田	內閣官房長官	內閣官房長官
通商產業大臣	吉田	岡崎勝男君	岡崎勝男君

定価一部六円五十錢

八円五十錢

所行発

東京都新宿区市谷本村町  
印 刷 序